

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里 管理運営業務要求水準書

令和4年7月

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課

目次

1	いきものふれあいの里の管理運営に関する基本方針	1
2	いきものふれあいの里の特異性	1
3	管理の基準	1
	(1)利用に供すべき日	1
	(2)利用に供すべき時間	2
	(3)利用の許可	2
4	管理運営体制	2
5	業務の委託の制限	2
6	法令等の遵守	2
7	モニタリングの実施	3
	(1)事業報告書等	3
	(2)セルフモニタリング	3
	(3)実地調査	3
8	情報管理	3
	(1)業務の実施を通じて知り得た情報	3
	(2)個人情報	3
9	情報公開	4
10	規程の制定	4
11	危機管理対応	4
12	施設の目的外使用許可	4
13	各種保険	5
	(1)火災保険	5
	(2)施設賠償責任保険	5
14	指定管理料及び経理等について	5
	(1)指定管理料の額	5
	(2)指定管理料の支払い	5
	(3)帳簿及び会計証拠書類	5
15	原状回復義務	5
	(1)指定期間の満了等による場合	5
	(2)毀損滅失した場合	6
16	備品の管理	6
17	業務の内容	6
	(1)施設の運營業務	6
	(2)施設の維持管理業務	8
	(3)使用の許可に関する業務	8
	(4)使用料の徴収に関する業務	8
	(5)その他管理に関し必要な業務	8

18	県と指定管理者の役割分担	9
19	業務不履行時の手続き	9
20	協議	10

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里（以下「いきものふれあいの里」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 いきものふれあいの里の管理運営に関する基本方針

いきものふれあいの里の管理運営については、次に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

- (1) いきものふれあいの里が、身近な自然の中での野鳥その他の小動物及び植物の観察を通じて、自然への理解を深め、もって自然保護思想の普及に資することを目的として設置されており、その目的を達成するために各種の事業を実施し、多数の県民の利用に供すること。
- (2) いきものふれあいの里の設置目的を踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (5) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 土地所有者と近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）のほか、業務を遂行するうえで必要な関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

2 いきものふれあいの里の特異性

いきものふれあいの里のすべての用地は土地所有者から土地使用の承諾に基づいて使用しているため、期間の途中であっても土地所有者から返還等の申出があった場合は、当該土地に係る指定管理の業務を除外することがある。

3 管理の基準

(1) 利用に供すべき日

ネイチャーセンター

1月5日から12月27日までの日（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。）

テントサイト、バンガロー及びテントその他の用具

4月25日から9月30日までの日

(2) 利用に供すべき時間

ネイチャーセンター

利用できる時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に県の承認を得てこれを変更することができる。

テントサイト、バンガロー及びテントその他の用具

利用できる時間は午前0時から午後12時までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、事前に県の承認を得てこれを変更することができる。

(3) 利用の許可

指定管理者は、いきものふれあいの里の利用者に対し、利用の許可を行う。許可に際しては、平等かつ公平な利用の確保に充分留意すること。

指定管理者は、条例第7条に該当するときは、利用の許可を拒むことができる。

指定管理者は、条例第7条に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

4 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

(1) 総括責任者を選任配置すること。

(2) いきものふれあいの里の機能を発揮し、目的を達成するために必要な経験及び野鳥、その他の小動物、植物のそれぞれ専門知識を有する者、並びに適切に維持管理する者を配置すること。

(3) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。

(4) 各種業務の責任体制を確立すること。

(5) 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

5 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

6 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

地方自治法

労働基準法をはじめ労働関係法令
徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里管理規則
徳島県個人情報保護条例
徳島県情報公開条例
消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
その他関連法令

7 モニタリングの実施

(1) 事業報告書等

徳島県は、指定管理者に対しその管理運営の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて報告を求めることができる。

指定管理者は、各年度の終了後30日以内に、本件施設の管理運営業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、セルフモニタリングを実施し、その内容と対応策等を四半期ごとに月次報告書等とともに県に報告すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期するため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理運営の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行うことができる。

実地調査の結果、改善が必要であると認められた場合は、必要な指示を行うことができる。

8 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護

を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

9 情報公開

徳島県情報公開条例 31 条の 2 第 1 項の規定に基づき、いきものふれあいの里の管理業務に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるように、指定管理者は、保有する情報の公開に関する規程等を設けなければならない。

10 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する処分を行うおうとする場合は、徳島県行政手続条例に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。これらの規程を制定し、又は改廃するときは、徳島県の承認を受けなければならない。

11 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、管理運営業務に従事する者を指導すること。

(2) 指定管理者は、利用者の安全確保に努めなければならない。

日常・定期点検を実施すること。

設備の異常を発見した場合は、速やかに利用を中止すること。

緊急時に備えた訓練を徹底すること。

(3) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

災害その他の事故により、本件施設にかかる県の財産が滅失したとき。

本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。

その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

12 施設の目的外使用許可

売店や自動販売機の設置等施設の目的外使用許可については、県が行う。

1 3 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険

指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

対人 1名 5,000万円 1事故 5億円

施設の瑕疵に係る賠償責任保険

指定管理者が加入すること。

補償額については、 と同額とする。

自動車任意保険

指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

対人 無制限 対物 無制限

1 4 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5- ）における固定費、運営費及び維持管理費を合計した額から消費税及び地方消費税を乗せた額とする。

(2) 指定管理料の支払い

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1 5 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) き損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備をき損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.6 備品の管理

(1) 県は、参考資料「備品一覧」に記載する備品(以下「県有備品」という。)を無償で指定管理者に貸与する。施設の運営に支障をきたさないよう、各種備品の管理を行い、破損又は不具合等が生じたときは、速やかに県に報告すること。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件20万円以下の県有備品の更新については、事務所運営費として指定管理者が実施することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

(3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品をき損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

(4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

1.7 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料～を参照のこと。

(1) 施設の運営業務

自然観察及び「生物多様性とくしま戦略」の普及啓発や人材育成のための業務

いきものふれあいの里及びその周辺地域の自然環境を活用した生物多様性の普及啓発や人材育成を行うため、次の業務を実施する。なお、参考資料と同等以上の自然観察会を開催すること。

ア NPO法人等の民間団体・各種教育機関と連携して「生物多様性とくしま戦略」の普及啓発活動や人材育成するために、各種事業を実施すること。

イ 自然観察会及びその他自然と親しむ行事の企画、運営

地域に生息する動植物を観察し解説することにより、自然生態系や自然の重要性など自然

への理解を深める自然観察会や自然と親しむ行事を実施すること。

ウ 旭ヶ丸希少野生生物保護区等を活用した生物多様性の保全活動の実施

旭ヶ丸希少野生生物保護区での希少野生生物の観察会や保全活動を実施すること。また、それ以外の地域でのサル、シカ、イノシシや野鳥等の生態調査を実施すること。

エ NPO法人等の民間団体の「生物多様性とくしま戦略」に関する啓発活動の場所の提供

NPO法人等の民間団体が、「生物多様性とくしま戦略」に関する啓発活動をする場所を提供すること。

オ 展示物の企画、管理、運営

ネイチャーセンターの展示室等を利用し、季節ごとのいきものふれあいの里の自然に関する展示のために、各種の事業を実施すること。

カ 自然環境学習の実施

生徒・児童を含めた幅広い層を対象として、生態系保全の意義や自然への理解を深めるために、いきものふれあいの里の各施設等を活用した自然環境学習を実施すること。

自然への理解を深め自然保護思想普及のための広報業務

ア 広報紙等の制作・発行業務

年間事業計画、行事等案内、研究成果、施設案内、その他必要な情報を掲載した広報誌等を作成・発行すること。

イ ホームページの運営業務

いきものふれあいの里の行事や施設、自然保護に関する情報等を随時更新するなど適切な管理運営をすること。

ウ その他広報業務

教育機関等への施設紹介、集客数向上のための、各種媒体への広告登載、SNS等による情報発信等、必要な広報活動を実施すること。

エ SDGsに係る普及啓発

施設の運営・広報業務等を通して、SDGsの達成に向けた機運醸成等に資する普及啓発活動を実施すること。

受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。

キャンプ場の運営

利用者の安全確保と利便性向上を図りつつ、自然に親しめるキャンプ場としての運営に必要な業務を行う。

自主事業

いきものふれあいの里の目的を達成するために必要な自主事業を行うことができる。

自主事業

自主事業とは、「指定管理者が施設の利用促進などを目的として自主的に行う事業を指し、企業からの協賛や参加者の費用負担により自主的に行うイベント事業」をいう。

ただし、自主事業は施設の設置目的に合致している必要があり、指定管理者が自主事業を行う場合は、事前に県の承認を得ること。

(2) 施設の維持管理業務

各施設の日常保守及び維持管理

- ア 各施設の巡視及び保安
- イ 自然観察スポット等の草刈り等の維持管理
- ウ 倒木及び危険木等の適切な処理（土地所有者の同意を得ることも含む）
- エ 自然歩道等の維持管理
- オ 各施設や貸出用具の清掃業務
- カ 浄化槽等の維持管理
- キ 法定点検等の実施
- ク 警備業務の実施
- ケ 消防用設備保守点検
- コ その他

修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設・設備の劣化を防止し、施設や自然観察路等の機能及び安全を確保するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等大規模修繕以外の修繕を実施すること。なお修繕事業の執行については、県の承認を得たうえで、指定管理者が行うことができるものとする。

指定管理者は、大規模修繕（いきものふれあいの里の機能を変更することを目的とする修繕及び耐用年数を著しく延長することとなる修繕をいう。）を除く、1件20万円、年間100万円までの範囲で、修繕費用を負担するものとする。

(3) 使用の許可に関する業務

条例第6条の規定に基づき、利用の許可をすること。

条例第7条の規定に基づき、利用の許可を拒否すること。

条例第7条の規定に基づき、利用の許可を取り消し又は利用の中止を命ずること。

(4) 使用料の徴収に関する業務

いきものふれあいの里の利用者から施設使用料を徴収し、県の指示に従い県の指定する口座に振り込むこと。

徳島県立いきものふれあいの里使用料減免要綱等の適用について県の指示に従い、使用料の減免、還付等に関する業務を実施すること。

(5) その他管理に関し必要な業務

臨時的に、土地の改変あるいは立木の伐採等の必要が生じた場合は、土地所有者と協議し、承諾を得てから実施すること。センターゾーン、各自然観察スポット及びキャンプ場内の土地の所

有者が、その土地を売却、開発、建設、立木の伐採等を行おうとしていることを知ったときは、遅滞なく県に報告し、指示を受けること。

いきものふれあいの里の用地に関し、土地所有者から疑義が生じた場合は、指定管理者において円満に解決するように努める。その内容についても県に報告するものとする。

1.8 県と指定管理者の役割分担

項目	指定管理者	徳島県
使用許可に関すること		
施設設備の維持管理(清掃等を含む)		
機械設備の保守点検		
敷地内の環境保全		
安全衛生管理		
物品の保管・管理		
利用促進事業の企画、運営		
施設設備の修繕		
施設設備の大規模な修繕		
事故、火災等による施設の損傷(事案による)		
不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		
施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		
火災共済保険加入		
任意保険加入		
包括的な管理責任		

(1) 初年度は特例として県と協議の上変更する場合がある。

1.9 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県は、モニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県は改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営に関する協定書」の別紙4「業務不履行時の手続き」を参照すること。

- (5) 県は(1) から(4) を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

20 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

以上

参考資料	施設配置図
参考資料	平成30～令和4年度管理運営費の状況（特殊要因を除く）
参考資料	年度別利用実績
参考資料	運営体制（令和4年度現在）
参考資料	維持管理に関する業務基準表
参考資料	外部委託業務一覧
参考資料	リース物件一覧
参考資料	行政財産の目的外使用許可一覧
参考資料	備品一覧
参考資料	令和4年度自然観察会開催計画